

令和7年度 登戸土地区画整理事業 事業完了に向けた事務支援業務委託
プロポーザル評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 「令和7年度 登戸土地区画整理事業 事業完了に向けた事務支援業務委託」に係る契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、「令和7年度 登戸土地区画整理事業 事業完了に向けた事務支援業務委託 プロポーザル評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、プロポーザル方式による企画提案の公正・公平な審査を行い、受託予定者の選定を行う。

(組織)

第2条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は、まちづくり局登戸区画整理事務所長をもって充てる。

- (1) まちづくり局登戸区画整理事務所長 (審査委員長)
- (2) まちづくり局総務部企画課長
- (3) まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長
- (4) まちづくり局登戸区画整理事務所庶務担当課長
- (5) まちづくり局登戸区画整理事務所換地担当課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、他の委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員は、会議に出席できないときは、指名する者を代理で会議に出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について審査・評価等を行う。

- (1) 公募参加事業者からの企画提案に係る審査・評価に関すること。
- (2) 前号の審査・評価結果に基づく受託予定者の選定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、まちづくり局登戸区画整理事務所において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、受託予定者が選定され、契約に至った日にその効力を失う。